

平成25年7月1日





投票所の場所は、入場券(ハガキ)に 記載しています。確認を。指定の投票所 以外では投票できません。



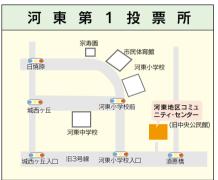




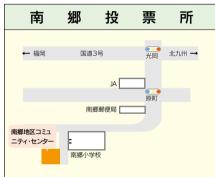


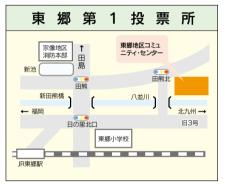








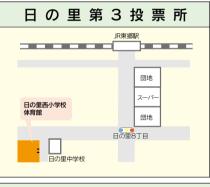






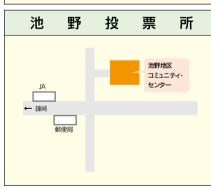


















▽河東第1投票所は、河東小学校体育館から河東地区コミュニティ・センターに変更されています ▽南郷投票所は、南郷小学校体育館から南郷地区コミュニティ・センターに変更されています

インターネット

①有権者は、ウェブサイトなど (ホームページ、ブログ、ツイッター やフェイスブックなどのSNS、動 画共有サービス、動画中継サイトな ど)を利用した選挙運動が可能にな りますが、電子メール (SMTP方 式や電話番号方式) を利用した選挙 運動は引き続き禁止されています



②候補者や政党などは、ウェブサイトや 電子メールを利用した選挙運動が可能になりま す。選挙運動用電子メールの送信先は、自らア

ドレスを通知し、受信 に同意した人などに限 られます



▽選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、 投票を得たり、得させたりするために、直接・間接に有利な行為のこと ▽選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか実施することが できません

▽未成年者は、選挙運動をすることができません

*詳細は、総務省IPP http://www.soumu.go.jp/で確認を